

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和4年度第1回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 令和4年8月30日（火） 午前10時から午前11時20分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 大澤 義明, 小坪 のり子, 須田 浩和, 篠根 玲子, 阿久津 和次,
三上 靖彦, 谷田部 亘, 飛田 和郎
 - (2) 執行機関 高橋 靖, 加藤 久人, 平澤 俊之, 権瓶 厚, 中村 良太, 永瀬 浩一,
秋葉 由佳
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市屋外広告物条例第16条に基づく特例の許可に係る意見聴取【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 1人
- 8 会議資料名称
令和4年度第1回水戸市都市景観審議会次第
資料1 水戸市都市景観審議会委員名簿
資料2 水戸市都市景観審議会に係る関係規定
資料3 水戸市都市景観審議会座席表
○水戸市都市景観審議会資料「水戸市屋外広告物条例に基づく特例の許可について」
 - 参考資料1 屋外広告物表示等許可申請書写し
 - 参考資料2 「水戸ど真ん中再生プロジェクト」について, 申請者について
 - 参考資料3 位置図・現況写真
 - 参考資料4 特例の許可申請内容
 - 参考資料5 申請者経緯
○令和4年度第1回水戸市都市景観審議会（パワーポイント印刷）
○別紙 特例許可の考え方について

9 発言の内容

執行機関

お待たせいたしました。

ただいまから、令和4年度第1回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

はじめに、高橋市長より御挨拶申し上げます。

高橋市長

おはようございます。委員の皆様方には御多用中にもかかわらず、本日の都市景観審議会へ御出席を賜りまして本当にありがとうございます。

また、日頃から、本市の景観行政に様々な方面から御理解と御協力、そして、御助言をいただいておりますことにも、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日もお諮りをする案件でございますが、水戸市屋外広告物条例第16条に基づく特例の許可に関して、審議会の御意見を伺うものでございます。具体的には、建物の壁面に絵画を計画しているもので、規定の面積を超えた計画であることから、許可にあたっては、特例扱いとなるものでございます。

壁画につきましては、アートと一般的に言われるものであっても、法律では、屋外広告物に含まれますことから、計画の背景なども踏まえながら、御審議、御判断をお願いしたいと思っています。

実は、この案件につきましては、事前に私どもの方で計画内容を把握したことから、申請者に対し壁画を描くことをストップするよう伝えました。きちんと手続きを経て欲しいということで、今回御審議いただくわけでございます。

例えば、看板業者さんであるならば、こういったローカルルールはよくわかっています。やはり、御商売に関わることでありますから、違法行為をやってしまった場合はコンプライアンス違反となり、会社の信用に関わることとなりますので、いわゆる業者さんたちはこの条例を把握しています。

一方で、これからはこういう事例も注意しておかなければならないなと思います。いわゆるアーティストの人からすれば、看板ではなく、これは私たちのアートであり、看板と一緒にしないでくれ、というプライドがあります。ただ、私たちはこの条例を守る側であり、どうしても事務的にしっかり進めていかなければならない、というところがあり、そのせめぎ合いをしていかなければなりません。そのため、知らず知らずに、決してアーティストは悪気があってやるわけでもございませんので、法律違反をしているという認識もないと思います。やはり少なからず、すでに描いてしまったところもあり、その場合は注意や指導を入れなければならないと思います。やはり、業者さんではなく、本当に純粋にアートでまちづくりをしたいとか、自分の建屋をアートで飾りたいとか、そういう方々に対して、屋外広告物条例等について御理解していただくという啓発も今後していかなければならないと思っています。

あわせて、どういうふうに認識をしていただくか、啓発をしていくか、といったことについても、委員の皆様方に御意見いただければありがたいなというふうに思っています。

ぜひ、本件につきまして、忌憚ない御意見をいただき、よりよいまちづくりができますように、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきます。

と思います。限られた時間でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

執行機関

なお、ここで高橋市長は公務の都合により退席いたします。

ここで、審議会の開催に先立ちまして、お手元の資料の確認をいたします。上から、令和4年度第1回水戸市都市景観審議会次第

資料1 水戸市都市景観審議会委員名簿

資料2 水戸市都市景観審議会に係る関係規定

資料3 水戸市都市景観審議会座席表

水戸市都市景観審議会資料「水戸市屋外広告物条例に基づく特例の許可について」

参考資料1 屋外広告物表示等許可申請書写し

参考資料2 「水戸ど真ん中再生プロジェクト」について、申請者について

参考資料3 位置図・現況写真

参考資料4 特例の許可申請内容

参考資料5 同一申請者の申請経緯をまとめた資料

最後に、パワーポイントを印刷した資料

になります。

足りない資料や印刷が乱れている資料がございましたらお申し出願います。よろしいでしょうか。

ここで委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。お手元の資料1・水戸市都市景観審議会委員名簿を御覧ください。

(委員紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

どうぞよろしくお願いいたします。

本来ですと、ここで議事の進行を会長にお願いするところでございますが、本年5月に委員の改選が実施されており、会長が選出されていない状況となっております。

つきましては、会長が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、会長の選出まで事務局で議事を進行いたします。

まずは、本日の出席者数を報告いたします。

本日は、審議会委員数11名のうち、現在8名が出席されています。

なお、事務局に欠席の報告がありました委員は、__番__委員、__番__委員、__番__委員でございます。

委員11名に対し、現在8名の出席で、半数を超えていますので、水戸市都市景観条例第36条第2項の規定に基づき、本審議会は成立しています。

続きまして、お手元の次第3の会長及び副会長の互選にまいります。

お手元の資料2・水戸市都市景観審議会に係る関係規定を御覧ください。

本審議会は、委員改選後に初めて、お集まりいただく審議会となりますので、ただいまから、水戸市都市景観条例第35条第1項の規定に基づき、会長及び副会長の互選を執り行います。

会長及び副会長について、自薦もしくは、他薦はございますか。

委員

事務局案を御覧願います。

執行機関

ただいま、事務局案を提示してください、との声がありましたので、会長及び副会長の人選案について、事務局から御提案させていただきたいと思っております。御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは事務局から、会長及び副会長の人選案を提示させていただきます。まず会長につきましては、 番 委員とすることを提案いたします。また、副会長につきましては、 番 委員とすることを提案いたします。事務局提案に御賛同いただける方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手が多数でございますので、 番 委員に水戸市都市景観審議会 会長の就任を、 番 委員に水戸市都市景観審議会 副会長の就任をお願いすることといたします。お二方も、どうぞよろしく願いいたします。

 委員、 委員は、それぞれ会長席、副会長席に御移動をお願いいたします。

それでは、これより議題に入ります。

水戸市都市景観条例第36条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以降は、 会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから議事に入りたいと思っております。まずは、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

 番 委員、 番 委員をお願いいたします。

本審議会につきましては「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おき下さい。

本日は1名の傍聴者が入っています。傍聴者におかれましては、会議の妨げとならないよう、静粛に傍聴願います。

それでは、議題に入らせていただきます。

水戸市屋外広告物条例において、規定に適合しない場合でも、市長は、「屋外広告物が

良好な景観の形成又は公共の利益に資するものである場合において、特にやむを得ないと認めるときは許可することができる」とされています。ただし、市長が許可しようとするときは、水戸市都市景観審議会の意見を聴くこととされていますので、このたび委員の皆様様の御意見をお伺いしたいと思います。

それでは事務局より説明をお願いします。

執行機関

説明を担当させていただきます、事務局の_____と申します。よろしくお願いします。

本日の議題は、「水戸市屋外広告物条例第 16 条に基づく特例の許可に係る意見聴取」ということで、皆様から御意見を頂戴するものです。

まず、資料は、「水戸市屋外広告物条例に基づく特例の許可について」と書いてありますメインの資料と、右上に参考資料 1 から 5 と書いてある資料、パワーポイントが印刷された資料を御用意ください。会場後方のモニターにパワーポイントを映しながら説明しますので、見づらい場合はお手元の資料を御確認いただければと思います。

それでは、議題の説明に入ります。まずは、概要について御説明させていただきます。

この度、有志による地方創生活動「水戸ど真ん中再生プロジェクト」の一環である「M-ART (エムアート) 壁画プロジェクト」として、水戸市南町にあります、M-WORK (エムワーク) という民間の起業支援施設の建築物壁面に壁画アートを描く計画があり、建築物の壁面全体に壁画を描くというものです。壁画アートは、屋外広告物に該当します。壁面全体に屋外広告物を表示することは、水戸市屋外広告物条例に定める許可基準には適合しないものです。

そのため、申請者から、条例第 16 条に基づく特例許可申請がされたことから、その可否を判断する必要があり、条例第 36 条第 6 号に基づき、水戸市都市景観審議会の御意見をお伺いするものでございます。

まずは申請の内容から御説明します。参考資料 1 として、申請者から提出された屋外広告物許可申請書の写しを用意していますので、詳細については参考資料 1 を適宜御参照ください。

申請者は磯崎氏で、水戸ど真ん中再生プロジェクトの一環である M-ART の取り組みとして申請をしています。水戸ど真ん中再生プロジェクトと申請者経歴については、参考資料 2 を御参照ください。

続いて、表示場所についてですが、参考資料 3 もあわせて御参照ください。表示場所は水戸市南町 1 丁目 2-32 で、国道 50 号沿い、水戸中央郵便局の向いに位置している建物の壁面になります。建物は鉄筋コンクリート造の地下 1 階付き地上 3 階の計 4 階建てで、地下 1 階にイベントスペース、地上 1 階にカフェ、2 階及び 3 階がシェアオフィスとなっています。

表示内容について、参考資料 4 もあわせて御参照ください。今回描かれる壁画は壁面の全体を使ったデザインを計画しています。

建物の高さは 10.5m、横 5.3m であり、壁画自体の表示面積は 36.62 m² となっています。うち、緑囲みの①部分の 10.67 m² については、屋外広告物条例に定める許可基準に適合していることから、4 月 28 日の時点で許可している部分になります。赤囲みの②の部分が許可基準を超えるため、今回、特例許可の申請があり、審議の対象となっています。

先ほど申しました許可基準について御説明いたします。今回のような建物などの壁面に表示される広告物を壁面利用広告といいます。屋外広告物条例の許可基準では、一の壁面における表示面積の合計が50㎡以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1を超えないものであること、と定めがあります。そのため、5分の1を超える部分については、許可基準を満たさないことから、表示をすることの可否について皆様の御審議をいただくものです。

続いて、この場所における法令上の摘要について御説明します。まず、屋外広告物条例では、許可地域と禁止地域という地域区分を定めておまして、この場所は第三種許可地域という地域になっています。これは、商業的な地域が該当するもので、賑わいの創出を目的として、地域区分の中では最も緩やかな規制を行う地域です。

また、水戸市景観計画における、地区ごとの景観の形成方針では、この場所は「まちのにぎわいの中に華やかさや潤いが息づく、個性ある駅前景観の形成に努める」と定めている地域です。

続いて、壁画と周辺の現況を見ていきたいと思えます。壁画ですが、建築物の南東側に描かれる予定で、水戸駅北口方面から来ますと、壁画が見えてきます。この辺りは水戸の目抜き通りであり、飲食店などが立ち並ぶエリアです。周囲には明るい色彩の看板が並び、商業的な賑わいが感じられる地域となっています。以上が申請内容となります。

この壁画を許可するには、屋外広告物条例第16条に定める特例の許可の要件に適合する必要があります。

メイン資料の3「特例の許可の要件」に記載がありますが、市長は、屋外広告物が良好な景観の形成に資する、または、公共の利益に資するもの、いずれかの場合において特にやむを得ないと認めるときは、条例に定める許可基準等にかかわらず、「特例の許可」として、当該屋外広告物の設置を許可することができます。

また、今回の申請者は、平成31年度に特例許可を行った水戸駅前旧リヴィン跡地の壁画アート申請者と同じです。ここで申請者に関する経緯について説明いたします。参考資料5も御参照ください。

申請者は、平成31年に水戸駅前の旧リヴィン跡地の更地において、まちの彩りを創出することを目的に壁画アートを描くことを計画し、許可基準を超過した表示計画であったことから、水戸市からの特例許可を得て表示しています。

旧リヴィン跡地の壁画は「公共の利益に資するもの」という要件でもって、特例許可をしました。

その時の理由としては、1点目に「表示目的は『表示場所において、現代美術の力で市民の日常の風景に彩りをもたらし、水戸を訪れる人の目を楽しませること』とされており、公共の利益に資するものである。デザインについては、ベースが同系の色相使いで、濃淡の差で描かれた比較的抑えた彩りであり、都市景観重点地区の景観を乱したりするものではない。」、2点目に「表示場所は、水戸駅北口を出てすぐに展望できる場所であるが一部更地の状態が続いている。水戸の玄関口にあたるこの場所の景観の向上と、水戸駅前のにぎわい演出等の効果が期待できる。」、3点目に「申請者は、従来から本市と協力して中心市街地活性化に資する事業を実施している。」、4点目に「表示場所は、再開発事業の都市計画決定を行っており、本案件の表示期間は限定的なものである。」、という

ことから、許可を行っています。

旧リヴィンの跡地は再開発事業用地であり、今後の再開発事業の実施により、特例の許可を得て表示した壁画アートは撤去されることとなります。そのため申請者は、同じアーティストの壁画をまちなかに継承することを計画し、許可基準内で表示できる面積について、令和4年4月28日付で許可を得て表示しました。

その後、申請者は、許可済みの表示に加えて、許可基準を超える面積の表示を計画し、令和4年7月20日付で特例許可申請書を提出しました。

最後に、申請者が特例の許可を申請する理由について御説明します。申請者が特例の許可を申請する理由は、壁面全体に壁画を描くことが、壁画を用いた事業の趣旨を達成するために必要な要件であると申請者が考えていることにあります。相手方の考えは主に4点です。

1点目に「平成31年に水戸市による特例許可が認められ、この3年水戸のまちに彩りを与えた駅前リヴィン跡地の壁画アートがなくなることになる。このため、同じアーティストの壁画をまちなかに継承し、現代美術の力で市民の日常の風景に彩りをもたらす水戸を訪れる人の目を楽しませたい。中心市街地を彩るゲートのような意味もあり、観光資源としても可能性があるものである。」こと、2点目に「近隣の児童や生徒にアートの現場の見学、体験などをしてもらう機会を提供し、子どもたちに芸術に親しんでもらい、まちの文化を育んでもらいたい。」ということ、3点目に「M-WORKにおいて、若者にアートに触れてもらう機会やアーティストとの交流の機会を提供し、若者に創造力を学んでもらいたい。そこから新しいアイデアや活動が芽生え、まちの文化に発展していく。」こと、4点目に「水戸のアートが水戸の産業と結びつくきっかけになってほしい。ファッション、建築、インテリア、デザインなど、クリエイティブ産業につながっていく。」、ということを挙げています。これら事業の趣旨を達成するために、壁面全体に壁画を描くことを計画しているということです。以上が申請理由となっています。議題に関して御説明は以上でございます。

会長

それでは、事務局から説明のあった内容に関しまして、これから委員の皆さまから御意見を頂戴したいと思います。議論の進め方について、私から提案したいことがございます。

まず、事務局としての考え方を披露していただき、内容を踏まえて、皆さまから意見をいただく形としたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、御異議がないようですので、本件に対する事務局としての考え方について、事務局の説明を求めます。

執行機関

ただいま配布している「別紙 特例許可の考え方について」をあわせて御覧ください。

今回の壁画については、公共の利益に資するものとして、掲出物件を許可したいと考え

ています。

許可の理由は、1点目に、表示の目的が「現代美術の力で市民の日常の風景に彩りをもたらす水戸を訪れる人の目を楽しませること」とされていること、なお、デザインは、比較的抑えた青系の色彩をベースにしなが、赤系の高彩度のアクセントカラーで変化をつけるものであり、色彩規制のない第三種許可地域で、個性ある駅前景観の形成に努める地区である表示場所の周辺景観を乱すものではないと考えています。2点目に、今回の壁画を通して子どもや若者にアートに触れてもらう機会を提供するなど、若い世代の育成やまちの文化の振興を図ることを目的とする取り組みをすることを予定していること、3点目に、本事業が位置付けられている「水戸ど真ん中再生プロジェクト」は、これまで中心市街地活性化に資する複数の事業を実施しているため、趣旨に掲げる公共の利益に資する取り組みの履行が見込まれること、以上の理由から、公共の利益に資するものと認められると考えています。

許可した場合の許可内容については、許可期間は、条例で定める建築物等利用広告物の許可期間である3年以内とします。また、許可条件を付与することを考えています。「水戸市屋外広告物条例をはじめとする関係法令を遵守すること」、「趣旨に掲げる取り組みを実施するように努めること」、「事業趣旨に掲げた取り組みの実施ができなくなる場合は、本件の許可を取り消すことがある。」、以上の3点が検討している許可の条件となります。

公共の利益に資するものであることを判断した根拠として、水戸ど真ん中再生プロジェクトと申請者の経歴について簡単に御説明させていただきます。また、補足として壁画のコンセプトについて簡単に御説明させていただきます。

あわせて、参考資料2も御参照ください。

水戸ど真ん中再生プロジェクトとは、グロービス経営大学院大学学長の堀義人氏を座長とした、水戸市の中心市街地の再生を目的とした官民連携による地方創生プロジェクトで、南町の空き地にM-SPO（エムスポ）という、市民が交流できる広場づくりや、起業を目指す人を支援するためのM-WORKという交流の場を作るなど、まちなかに賑わいを創出するための様々な取り組みを行っています。M-ARTはこのプロジェクトの取り組みの一つであり、M-ARTの第1弾の取り組みとして、平成31年度に旧リヴィン跡地で壁画アートが描かれました。

申請者の経歴について、参考資料2の裏面も御参照ください。申請者は茨城県生まれで、現代アートのプロデュース会社の代表や美術館の運営など、国内のアート事業に数多く携わってきた経歴がございます。

また、補足として、壁画のコンセプトについて御説明します。

アーティストはHITOTZUKI（ヒトツキ）という国内外で活動する男女二人組のアーティストで、平成31年度、水戸駅前の旧リヴィン跡地の壁画アートを描いたアーティストです。

壁画のコンセプトは、「翼を羽ばたかせ、ラックをつかむ 可能性に満ちた街 水戸」です。基調色の青色は、旧リヴィン跡地の壁画同様に「水戸」の「水」をモチーフとしています。デザインは、「癒し」や「挑戦の力」がイメージされており、優しい色味のパステルカラーにより、「自由な発想」や「飛躍」が表現されている、とのこと。

説明については以上です。皆様、御審議のほどよろしく申し上げます。

____会長

ありがとうございました。ただいまの事務局としての考え方について、皆さまから御意見を頂戴する前に、本日欠席をされている委員から預かっている意見を、まずは披露したいと思います。

執行機関

報告させていただきます。まず、____委員です。「①特例許可は問題ないと思う。ストリートアートは世界でも盛んで、時代的特性にもあっている。②本案件以外の申請があったときに『公共の利益に資する』の要件を安易に主張されないようにする必要がある。」という御意見です。

同じく、____委員です。「①『水戸ど真ん中プロジェクト』の趣旨には賛成する。一方で、この表現方法及びアウトプットは別問題であり、この表現について議論したい。②全面ではなく基準内の5分の1以内の面積で十分だと思う。全体に描くと周辺の景観に良い影響を及ぼさないと考える。③特定のアーティストのみに活動の場を与えるのではなく、その他の様々なアーティストに活躍してもらうために、3年ごとに違うアーティストに描いてもらうなども考えられる。」という御意見をいただいています。

____会長

ありがとうございました。まず、____委員からは、特例許可は問題ないという御意見と、「公共の利益に資する」ことについては、しっかりと議論をしてほしいという趣旨の御意見でした。

____委員は否定的な意見で、表現に関しては5分の1以内で十分ではないかということで、懸念を示されています。また、特定のアーティストではなく、3年ごとに交代で描くという主張もされています。お二方の委員の御意見を踏まえながら、皆様からの自由な御議論をいただければと思います。

____委員

基本的には特例許可することについて賛成です。

確認したいのですが、1点目に、許可期間の3年以内という年数が突然提示されていることについて、平成31年度の特例許可の時も3年以内で許可を出していますが、根拠法令が資料上に何の記載も無く、確認できるような資料の提出はないでしょうか。

3年以内という期間が概要説明の中に出てこずに、特例許可の考え方を示す時になってから3年以内と出てきていますよね。根拠条例を提出するのが審議会として当たり前だと思っています。

2点目に、欠席委員の意見が出席委員の意見より先に提示されるという会議のやり方がおかしいと思います。景観審議会は、欠席委員の意見を先に取り上げてそれを踏まえながら出席委員の意見を述べるという形でやるのか、という疑問があります。

特例許可することについては基本的に賛成です。しかし、運営の仕方として、欠席した委員の意見を提示し、それを踏まえて話し始めるということですか。その2点を事務局に確認したいと思います。

執行機関

ただいまの御質問にお答えします。3年以内という許可期間について、根拠法令がござ

います。

___委員

根拠法令があるのは分かるので、それを審議会で示すべきです。

執行機関

根拠法令については、後で皆さんにお配りするようにいたします。許可期間については、屋外広告物条例の方で3年以内と定めがあること、また、屋外広告物条例施行規則の中に、広告物ごとに許可期間を設定しており、壁面利用広告は3年以内である、ということになります。

___委員

今、配らないのですか。審議するのは今ですよ。後程、というのはこの審議会中に、ということですね。

執行機関

はい、この会議の中でお配りします。

また、先に欠席者の御意見をお伝えさせていただきましたが、審議会がその形式で決まっているということではなく、参考としてお示した形になります。この審議会の出席委員の中での議論が最終的な決定となります。

___委員

欠席者の意見を先に言って、審議会の出席者の意見が最初に反映されないことが、私はおかしいと思います。例えば、会長から会議の中盤頃に、「ここまで意見が出ましたが、欠席委員からの御意見もいただいています」と提案する形が会議だと思います。最初に欠席委員の意見を示してしまうと、それを中心にした議論が始まってしまいます。それは問題だと思いますので、改善してください。今回はそれで構わないと思います。今後どういふふうな対応していくのかと、今後の審議会等があった場合には、そのやり方が正しいかどうかを考えてほしいと思います。

また、許可の可否について、事務局の説明から全てにおいて、許可してほしいというような説明の仕方ですよね。「今まで都市景観審議会においても、これまでこういう意味で前回の旧リヴィン跡地の壁画アートも許可してきました」と重ねて説明され、審議会ですべての景観の方針や考え方を示して、だから、市としては許可したいですというのであればそれでいいですが、もっとフラットになるような説明をしてほしかったです。最初の都市景観審議会のパワーポイントの資料なども、今までどういったものを許可してきたのか、ここは賑わいのある地域だとかが書かれていて、賛成意見を求めるような言い方がされています。しかし、審議会はもう少しナチュラルであるべきで、その上で、水戸市の特例許可の考え方を示すという形の方が、審議会がきちんと機能するのかなと思いましたので、御意見として言わせていただきます。

その上で、最後になりますけども、この地域は屋外広告物条例に定める第三種許可地域であり、本来にぎわいを作ろうという地域でありますので、規制することもないと思っています。

それから、特例の許可の要件のうち公共の利益に資するというで、前回の旧リヴィン跡地にて3年間の許可期間で設置していた壁画アートに連動していることと、水戸市の今の景観の考え方がその時から変わっていないということです。行政としての一貫し

た考え方とすれば、これは当然許可すべきだと思う次第ですので、よろしく願いいたします。以上です。

____会長

____委員から御指摘いただいた、欠席委員の意見を出席委員の意見より先に言うのはどうなのか、という御意見ですが、実は前日の事務局との打ち合わせの際に、事務局から説明があった時には、会議途中で欠席委員の意見を示す予定だったところ、私の提案で前にもってくることになりました。

その理由としては、____委員もおっしゃったように、やはりいろんな意見があり、欠席の____委員と____委員の意見が相対していましたので、それをまずお示しして、フラットな議論をしたいという意図がありました。

____委員

要するに、欠席委員が賛成意見と反対意見に分かれていたからですね。了解しました。

____会長

私としては事務局から御提案のあった内容を単に追認するのではなく、この場で議論したいと思いました。それで、口火を切るという意味でお示ししました。

____委員

方法論を話していても、中身が進みません。今の議論に関して、この審議会は初めての開催ではないのだから、先ほどのようなルールができてしかるべきだと思います。次回以降もこの審議会は続くと思いますから、ルールというのはきちんと決めていただきたいと考えます。

壁画アートの話に戻りますが、申請者が壁画アートを進めるメリットは何かありますか。お金にならないのに、特例許可の申請をしています。私のような一般市民的には理解できないです。水戸市としても、このように作ってもらえるものに、水戸市側に費用負担があるわけではないので、マイナスになる部分はないと思います。が、それをなぜ審議しているのか分かりません。それは事務的なものとして、特例許可についてのルールを作っておけばよいと思います。

例えば、描くことである程度のお金がもらえるから、ということもない。お金もでないのに、なぜやってくれるのだろうか、と一般市民としては思います。自発的に取り組みを促すように、市としても一過性ではないものとして、公募をしたり、コンクールや賞金ができるものを開催するなどしたりした方がいいです。

現在、私の知る限り、日本全国の県庁所在地はかなり低迷しています。活気がなくなっているのが事実だと思います。少なからずお金をかけて、ある程度応募者がくるような形で、3年に1回ではなく毎年描いてもらうくらいの感じで市として盛り上げた方がいいと思います。市の一つの事業として考えてもいいのではないかと、先ほどの話を聞きながら思いました。以上です。

____会長

ありがとうございました。それでは事務局からお願いします。

執行機関

先ほどの御意見につきまして、まず、M-ARTの事業ですが、水戸ど真ん中再生プロジェクトの立ち上げられたプロジェクトの一つとして、水戸のまちなかを現代アートの力で再

生していく、ということを目的としておりまして、申請者の方もそういう強い思いを持って取り組んでいただいているものになります。

また、特例許可のルールを作ってはどうかという趣旨の御意見についてですが、今後、いろいろな案件が出てくる可能性もある中で、案件ごとの表示場所の状況や広告物の表示目的等はそれぞれで様々ですので、特例の許可に関する一律の許可基準を作るということは、なかなか難しいと考えています。案件が出てきた場合には、今回のような形で、審議会で皆様の御意見を聞いたうえで一つ一つをしっかりと判断していきたいと思っています。

平澤都市計画課長

補足で説明させていただきます。アートを使ったまちづくりに関しましては、現段階においては、水戸市の方で政策的な位置づけまでは至ってない状況がございます。そういった中で、申請者はいろいろと市の方に提案をされているそうですので、今後、熟度が高まった場合には政策的な位置づけがされる可能性はありますが、今回は屋外広告物条例に基づく特例の許可の判断について審議をしていただければと思います。

___委員

これは一過性のものですよ。申請者の後続は特にないのでしょうか。

執行機関

現時点で、何か他の案件が具体的にあることについてはお聞きしておりませんが、申請者については、壁画に限らずアートを使ったまちづくりを積極的に進めたいという思いがあるとお聞きしています。

___委員

申請者がかわいそうですよね。有り得ないですよ。描くだけで100万ぐらいかかるかと思えます。水戸もまちなかの賑わいが必要なところが結構あると思えます。単純に絵を描くことは、まちに彩りをもたらす要素の一つになりますので、何かしら次に続くものを考えて欲しいと思っています。

特に下市地区など、街そのものが活性化していませんので、単なる申請者の熱意だけでなく、市側が熱意を出して次の展開を考えて欲しいと思えます。

今回の壁画アートを許可するかどうかは、皆さん御存知のとおり全員反対していませんし、おそらく一致するところだと思います。問題は、次の展開をどうするかだと思います。

加藤都市計画部長

ただいまの御意見について補足として御説明させていただきます。行政が主体的に行う場合には特例で適用除外となる規定がございます。事例として、平成17年に水戸芸術館が主催となった水戸のまちなかに壁画を描くプロジェクトがありました。その際にたくさん壁画アートを描きました。そういった意味で、過去に水戸市でそれらが壁画アートであるという認識のもと、まちなかを彩る、華やかにする目的で取り組んできた事例がございます。そういった取り組みも積極的に必要だろうという御意見だったと思えます。

一方で、先ほど説明させていただいた通り、アートか否かの線引きは、法律的にもはっきりしてないところがあり、現状はあくまで屋外広告物という国の判断もございまして、そういった中で判断せざるをえず、我々としても歯がゆさもございまして。

そういった中で他市の事例としては、条例の中で広告物活用地区といった、地域を限定して制限を緩和できるというものはございます。札幌、横浜、金沢などの大きな都市で行っている事例もございます。しかし、広告物活用地区を水戸に持ち込んだ時に、水戸としてそれがなじむのか、ということもありますので、屋外広告物だけの議論ではなくて、景観全体の議論の中で考えていかななくてはならないと思っています。行政主体の壁画アートについて御意見をいただきましたので、担当課にお伝えいたしますが、一方で屋外広告物としての規制では、現実的にこういった審議会を経て個別に判断していかないといけないという点について御理解いただきたいと思います。

___委員

私はこういう絵をずっと続けるべき、ということではないです。一つの方法として、例えば、行灯を下げる、傘を下げるなど、そういうものを発想したらどうかと思います。やはり行政が中心でなくてはならない。そういった催しは色々なところでやっていますので、もう少し幅を広げてもよいのではないかと思います。

___会長

ありがとうございます。この審議会の目的が、単に許可の可否の議論をするだけでなく、今のような御意見をいただくということが非常に大事だと思っていますので、単に否定的に許可期間を3年以内とするよりも、ポジティブに3年以内とすると捉え、今後も新しいアイデアが出てくるだろうと考えていますので、そういう形で進めさせていただければと思います。

それでは、___委員いかがでしょうか。

___委員

申請の内容については許可でよろしいと思います。ただ、結構華やかに感じる部分もありますので、壁画アート事業の趣旨や、作者の紹介、この作品コンセプトを記載した解説板を設置するといったと思いました。

平成31年度に特例許可した旧リヴィン跡地の壁画アートの解説板も、よく足を止めて見ていらっしゃる方をお見かけします。そういった、コンセプトを説明した解説板を見ていただければ、地元の方にも理解が広まると思いますし、例えば、観光でいらした方も足を止めてアートとして御覧いただけるのではないかと思います。

___会長

ありがとうございます。それでは事務局からお願いします。

執行機関

前回の旧リヴィン跡地の壁画アートのところでは、壁画アートの趣旨を記載した看板を設置していただきました。今回の壁画アートについても、特別な趣旨をもって描いたという内容の看板をお示ししていただくことについて、申請者をお願いすることは考えたいと思います。

___会長

___委員、いかがでしょうか。

___委員

今回の壁画アートの特例許可に関しては、私も許可してよろしいかと思いますが、いくつか思うところがあります。

1点目に、壁画アートについては法令上屋外広告物扱いということですが、果たしてそうなのだろうかと思えます。やはり屋外広告物申請などは、私も仕事柄関わることがあります。広告ですので、申請者自身の利益になるように会社名や事業内容などを知ってもらうためのもの、という認識でいます。壁画アートを屋外広告物として扱って、条例に基づき許可の可否を判断するという、今の法令では仕方がないのかもしれませんが、他県などではどういった扱いをしているのか知りたいです。

2点目に、許可期間が3年以内ということについて、前の旧リヴィン跡地の壁画アートの時も同じ期間でしたが、3年たって、その後もそのまま残していくときに、期間の更新の手続きがあったかと思えます。今回の壁画アートについても、3年ごとにそのまま残すのであれば、更新が必要ということになるのでしょうか、今回の場合は、長く残される可能性があります。例えば、最初は綺麗でも、時間がたてば色あせが生じたり、汚損したり、落書きされたりと、だんだん汚くなってしまった時にどうするのか、という点が気になります。

3点目に、会議冒頭で市長の方からありましたが、屋外広告物許可申請をしないで描かれてしまう場合も考えられます。ここに描かれているので他の場所でも描いていいのかと判断されてしまった場合、別のところに、広告業に関係していない人が描いてしまい、これはアートだと主張するというようなことも、今後、起こり得る可能性はあると思えますので、その点はどうしたらいいかと思えます。

今回、許可を受けて壁画アートが完成したのちには、コンセプトなどを書いた看板をつけたらいかか、という提案がありましたが、そこに加えて、特例許可を受けている旨や許可期間、許可番号などを表示することで、こういうものを書くには許可が必要であることが、見た人にも多少訴えることができるかなというふうに思います。

会長

ありがとうございました。それでは事務局からお願いします。

執行機関

今回のアートが屋外広告物にあたるかどうかにつきましては、市長の方からもありましたとおり、現状の法律の中では屋外広告物として扱うことになっています。他の県の事例としては、まちおこしの壁画を用いる事例がありますが、地方公共団体が主催や共催で行う場合は、適用除外として取り扱っている場合があるかと思えます。

旧リヴィン跡地の壁画アートについては、更新の手続きを審議会の御意見を聞いた上で一度行った経緯があります。例えば、汚損するなど状態が悪くなったとき、今回は許可期間が3年となっており、3年後には許可の可否について判断をする機会があります。その際には条例の規定により、審議会の意見を聞いたうえで許可をする形になりますので、3年後の壁画の状態を含め、継続の許可が認められるかどうか、ということになります。

また、この場所以外に無許可で壁画が描かれることを防ぐ目的で解説板を設置した際に、許可番号等を載せたらいいのでは、ということについて、許可をする際は許可証という許可番号が記載されたシールを交付しています。許可を受けた場合はそのシールを貼っていただいています。

屋外広告物条例に基づく規制対象の範囲は広いので、こうした壁画アートを含め対象となることについては、今後積極的に周知や啓発をしなければならないと思えます。市のホ

ームページへの掲載のほか、令和2年に中核市に移行したことにより、水戸市は広告業者の方を対象に屋外広告物講習会を開催することができるようになりましたので、講習会の中では屋外広告物の定義などを十分理解していただくような機会を設けています。そのほか、最近では、水戸市の公式ツイッター、ラインなどを用いて、市民レベルでも屋外広告物許可制度の周知を行っているところです。今後もこういった周知を含めて、屋外広告物行政を進めていきたいと考えています。

____会長

許可内容の中黒3つ目、「事業趣旨に掲げた取組の実施ができなくなる場合は、本件の許可を取り消すことがある。」と書いてありますので、あまりにも汚損してしまった場合には取り消す判断もできると記載されています。

また、____委員のコンセプト等を掲載する案と、____委員の許可番号を掲載するという案について、積極的に公認しているということを出して、審議会で認め許可されたことを発信していただくのがよろしいかと思います。そうすれば、市長がおっしゃった啓発活動ということもカバーするかと思います。

____委員、お願いいたします。

____委員

私は屋外広告業の立場から述べさせていただきます。

水戸市内にも壁画アートがかなりありますよね。それらについては許可を取ってあるかどうかは分かりませんが、建築物壁面の1階から3階くらいまでの大きなものなども見受けられます。そういったものを規制していくためにも、今回の壁画アートのデザインは、私からするとやや奇抜すぎるのではないか、という感じがします。

また、その場所にポツンと設置されていても違和感があるのかな、という感覚があります。今、銀杏坂から続く商店街がシャッター街になりつつありますので、今後は、シャッターも含めて壁画アートを一体として考えていった方が、まちの活性化や景観にも資するのではないかと考えます。

また、この特例アートのデザインの中に文字が入ると広告となりますよね。その境が難しいものがありまして、我々の業界でもそういった依頼がありますが、なかなか許可がもらえない。そのほか、モニュメントなども、なかなか判断が難しく、定義付けがなされていないものですので、これからしっかり決めていく必要があるのではないかと、思っています。

今回の件に関しましては、基本的には賛成です。しかし、もう少し色彩は考えてもらった方がいいのかな、という気がします。以上です。

____会長

ありがとうございました。それでは事務局からお願いします。

執行機関

今回のデザインや色彩については、アーティストの方が、「癒し」や「挑戦の力」などいろいろなコンセプトを込めたうえで、このデザインにしているものと思います。

色彩的な面でいえば、基調となる色は極端な原色を避けたものです。申請書にもありましたが、パステルカラーを用いていて、目立つ色もありますが、ある程度配慮されたものと思います。

この場所は第三種許可地域で、色彩の規制がなく、賑わいをもたせる地区です。また、景観のマスタープランといえる景観計画の中では、「まちのにぎわいの中に華やかさや潤いが息づく、個性ある駅前景観の形成に努める地区」と位置付けていますので、整合をとれるものとなっているかと思えます。

また、シャッター等も利用した賑わいづくりに関する御意見について、シャッターに描かれた場合も屋外広告物に該当しますので、特例の許可申請があった場合は、今回と同様な形で、公共の利益やまちの活性化に資するものかどうか、審議会の皆様の御意見をいただきながら判断していければと思います。

アートに文字が入ると広告となること、広告物とモニュメントなど、その境について判断が難しい部分があり、一概に基準作りは難しいのですが、取り扱いの基準というものはできる限り考えていかなければならないものと考えています。

____会長

それでは、____委員お願いいたします。

____委員

私の意見としましては、許可に賛成です。デザインについて、周囲の景観との調和という点から若干違和感がないわけではないですが、その場所自体が第三種許可地域という、規制が緩やかな地域であることや、事務局からも御説明がありましたように、賑わいや彩りをまちに創出していきたいという趣旨は意義があるものと思えますので、そういった点からは賛成です。

ただ、心配な点がありまして、数は多くないですけれども周辺のシャッターや建物の壁面に落書きをされてしまっているようなところが複数あります。こういったものができることで、このあたりが壁面に落書きをしても許される地域だと誤解を与えて、落書き行為を助長することに繋がることは避けていただきたいと考えています。そういった意味合いからも、____委員や____委員からもありましたように、ここが特別に許可されてこういう意味のあるアートであるということが十分に周知できるような形はとっていただきたいと考えます。以上です。

執行機関

御指摘いただいたように、この壁画の存在により、このあたりに落書きが助長されるという懸念はあろうかと思えますので、この壁画アートが特別な許可を得て描かれたということをしっかりお伝えできるようにしたいと思います。

また、ここで許可期間設定の根拠となる追加の資料を配布させていただきました。屋外広告物条例施行規則第8条許可の期間で、9の建築物等利用広告物の3年以内になっています。こちらが具体的な規定でございます。

____会長

ありがとうございます。それでは、副会長の____委員から全体の総括と御意見も踏まえてお願いします。

____副会長

許可するにあたって審議会として何を気にするかが大事な点だと思います。

私自身は、まちや人間社会においてはルールがあるからうまくいくと考えています。まちのことを考えるとルールがあることで、まちの格を高めるというところがあります。公

共とは、皆が少しずつ我慢すれば皆で得をするっていう仕組みですから、今回、議論したいのは我慢してほしいところなのか、大丈夫なところなのか、という点だと思います。

いずれにせよ、景観というのは、例えば、香港の看板だらけの街は行ったら楽しいけれどそこに住みたいか、というとまた別の話ですよね。あるいは、アートを感じる街というものもありますが、それを落ち着かないなと思う人もいれば、賑やかでいいと思う人もいます。土地の伝統的な良さがあるって渋い街、絵画のような街といわれるようなところは、それ自体をアートと捉えることもできますが、景観はまちの文化度を表している感じがしますので、景観の話とアートの活動は、別な話だと思います。

先ほど、加藤都市計画部長からも紹介ありましたように、平成17年に水戸芸術館が主催したグラフィティ展という事業は、まちなかの壁面にアートを描いた事業でした。グラフィティというのは、落書きのことを指します。

今回、M-WORKに描くアーティストのうち女性の方は、平成17年にもグラフィティ展に参加した方です。元々落書きアートの出身で、類としては落書きです。ただ、それもアートではありまして、線引きが難しい。グラフィティ展にしても、芸術館で以前にやっていたカフェ・イン・水戸というイベントにしても、まちなかを会場としてアートを展示しています。博物館と美術館の中で行うのではなく、まちなか全体を舞台にしよう、というようなコンセプトで開催していたと思います。それはアートの世界だからそれ限りでいいと思いますが、アートとまちの景観の話は全く別なことのような気がします。それが今一緒にテーブルに乗っているから、分かりづらい感じがします。

私が議論を聞きながら思ったのは、申請者が以前行った旧リヴィン跡地の壁画アートは結局どうだったのか、ということです。こういう目的、こんな思いがあって始まりました、そして、来年壊される、ということで結局は検証が欲しいなと思っています。

今回のプロジェクトの今後についても、趣旨に掲げる取組を実行して結果はこうであった、ということがないと次に進まないですよね。良し悪しの判断が難しいということになってしまうと思います。

また、今回は特別なものであるというのが、ただの広告物ではなくアートであるからという捉え方もありますが、先ほど少し触れましたとおり、やはりアートは個人の感想や印象が大きいんですよね。アートといえばアートだけど、落書きといえば落書き。活動全体が上品かという語弊がありますが、下品であってもアートだからいいのでは、という意見もあります。だから、私たちは何を判断するのか、とても難しい感じがしました。

それはそれとして、教育的なことも含めたプログラムが素晴らしいと、それで公共の利益に寄与するというので許可をするのであれば、具体的な内容を求めます。例えば、こういうプログラムで、結果的にこんなことをして、それがどういう効果を得たか、ということの検証と、報告もいただきたいという感じがしました。その辺をきちんとしないと、ほかの方が追従してきた場合に、何を基準に良し悪しとするか判断が難しくなりますよね。今回の壁画アートは、おとなしいデザインですと申請者は説明して、それでも、今日の委員の御意見の中には、奇抜だなという意見もありました。おとなしいという人もいれば、奇抜だという人もいます。アートの世界というのは、非常に個人的なものですから、分かりませんよね。今回の壁画アートの趣旨の中に、教育的な目的が含まれているので、どのように公共の利益に資するかどうか、というところをきちんと担保してもらえよう

なことをお願いする必要があるかな、と思っています。

最後に、香港の看板だらけの街も、街としてありますし、絵画のような風景の街並みっていうのも、それも街としてあります。そうした中で、水戸はこの先何を目指すのか、ということです。今回はこういうことで許可をしますということが、あるエリア限定であるかもしれない。反対に、まちなかのあちこちに壁画を描いたり、空き店舗のシャッターに壁画を描いたり、それが下品な街になったと思う人もいれば、賑やかでいいと思う人もいます。しかし、これも選択だと思っています。

あとは、申請者は旧リヴィン跡地の壁画アートを行い、それがなくなるため今回の壁画アートに継承することは、3年前にそんな話を言っていませんでしたが、彼がどういうビジョンを持っているのかは、ちゃんと伝えて欲しいと思います。前回やりました、今回やりました、これで終わりません、まだまだやります、もっとこんなまちにしたいです、といった。それを、多くの人が共有できるかどうかは、この個別の案件の判断に関わってくるような感じがします。

今回は、まずこれについて、許可しましょう。そして、その後の実際の検証や、今後、例えば今回の申請者を含めた中でこういうアートを道具にして、水戸のまちをどのように活性化していくか、水戸のまちなかの景観をどう考えるか、というような議論もあるといいと思います。

____会長

最後のところが一番大事なところですが、議論の一つのきっかけになればいいかなと思いました。

全体の御意見を御披露いただきまして、特例許可に関しては、おおむね賛成ということです。____委員と____委員は、積極的に取り組んだ方がよいという印象を受けました。

____委員、____委員、____委員からは、きちんと公認であることを示すことを御提案いただきました。____委員からは、シャッター街のところも何とかした方がよい、という御意見でした。____委員は、今回は賛成ですが、今後は壁画アートを設置したことによる効果検証が必要という御意見をいただきました。

こういう審議会の意見と全体の流れも踏まえて、事務局の特例許可の考え方を基本に、今日の御意見を踏まえながら、修正するというところで、皆さんいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

私としては、皆様からとてもいい御意見をいただいていますので、これをどれくらい反映するか、事務局とやりとりします。今日の議論はきちんと残しながら、水戸のまちづくりに活かしていけるとと思いますので、事務局としてはぜひお願いしたいです。

繰り返しになりますが、許可するというところで、今回、審議会の判断としたいと思います。それでは事務局にお返しいたします。

執行機関

____会長並びに審議会委員の皆さま、長時間に渡り、御審議をいただきありがとうございました。

それでは、本日の御審議につきまして、都市計画部長の加藤より御挨拶申し上げます。

加藤都市計画部長

改めまして、都市計画部長の加藤と申します。委員の皆様からは、本当に参考になる意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。

審議会でこういった壁画を議論いただくのは2件目になります。実はもっとたくさん事例があるのかなと思っていて、こういった一つ一つの実績、事例を積み上げれば、許可の可否についての一定の判断基準っていうのが見えてくるだろうと思います。それには、今回2件目ということで、まだまだ実績が足りないです。____委員がおっしゃるように、アートか否かの議論はこの場でするものではありませんし、そこは基準を作れるものではないため、その都度、こういった御議論が出てくると思いますので、よろしくお願ひします。

また、我々が認めていいかどうかの基準としては、その背景というものも大事だと思っています。非常に参考になった御意見としては、本人が、これはアートだと主張すればそれで認めざるをえないといったような既成事実にならないようにしなければいけないというのが一番大事な点かと思いました。今回の壁画アートは落書きではなく、こういった審議会の意見を踏まえて、特例として許可されたものであり、無許可でこういったことをしてはいけないもので、あくまで法令にのっとって適正に行われた行為であるということ、一般の市民にきちんと周知できるような対応は考えていきたいと思っています。そういった意味で非常に貴重な御意見をいただきました。本日は、長い時間誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

執行機関

以上で、本日の都市景観審議会を終了させていただきます。貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。